

## ※ いじめを許さない学級づくりのための6つに取組

いじめから子どもを守り抜くために、いじめの兆候を見逃さない。

全教職員が、予防・啓発・体制づくり・連携・相談・対応の6つの取組に努める。

### 【予防】

- 教職員一人一人が、道徳の時間や学級活動を始め、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、お互いを認め合う心といじめを許さない学級づくりを行う。
- 様々な方法でいじめの実態把握に努める。
  - ・ 学期1回のいじめに関するアンケート調査の実施
  - ・ 日記や子どものつぶやきからの情報や毎日の会話や表情からの把握

### 【啓発】

- 学校におけるいじめに対する考え方や取組についてPTA総会や学級PTA等で理解と協力を求める。

### 【体制づくり】

- 職員会議や職員朝会の中で、定期的・随時に共通理解を図る場を設定し、早期発見・対応に努める。
- いじめを認知したときは、マニュアルをもとに役割分担や手順を確認し適切に対応する。

### 【連携】

- 学校だよりや学級通信等で保護者との信頼関係を築く。
- 警察や学校関係者評議員、地域の方々から年2回の子どもの見守り隊の会での情報交換、電話等の情報提供等で連携を密にする。

### 【相談】

- いつでもいじめ等の相談ができる関係づくり、夏休みや教育相談週間における対子ども、対保護者の教育相談の実施を行い、記録し全職員で取り組む。
- 重大な問題については、専門機関の協力を持って適切に把握し、対応策を検討する。

### 【対応】

- 「柳迫小いじめ早期発見・早期対応マニュアルに基づいて対応する。

## ※ 「柳迫小いじめ早期発見・早期対応マニュアル」

### (1) 指導目標

児童の実態把握と児童理解に努め、あらゆる差別や偏見、いじめをなくし、明るく充実した学校生活を送れるよう、指導体制の確立と指導の強化に努める。

教師が「大丈夫」と即断してはいけない。

(悪ふざけやけんか、被害者の思い込み、被害者にも問題があるから 等)

いじめと真正面から向き合う。

### (2) 努力点

- ① 教職員全体が連携して、共通実践を行うために、情報の共有化を図る。
- ② いじめられている子どもの悩みを受け止め、親身になって話を聞き、支える。
- ③ いじめを解決する方法を子どもと一緒に考える。

- ④ 周囲の子どもと一緒に、正確な事実関係を把握する。
- ⑤ いじめた子どもに対しては、毅然とした態度で指導する。
- ⑥ 担任一人で抱え込まないで、他の教職員の協力を求める。
- ⑦ 事実関係や実態把握、行動の変容や経過等を生徒指導主任、教頭、校長へ連絡する。
- ⑧ 関係の保護者に連絡を取り、十分に説明し理解と協力を求める。
- ⑨ 必要に応じ、関係機関と連絡を図る。

子どもと信頼関係を築いておく  
普段からの声かけ、相談への真摯な対応

子どもの友人関係を把握しておく  
教育相談、アンケート 等

子どもが相談しやすい環境づくりをする  
話しかけやすい態度、話しやすい機会

子どもの様子をしっかりと観察し、変化を見逃さない。

子どもと触れ合う時間をもつ  
休憩時間、清掃時間、学級活動

### (3) いじめ防止のための留意点

#### ① 学校において

- ア 子どものささいな訴えにも耳を傾け、深く心を寄せて聴く。
- イ 心と心の触れ合いに努め、子どもの気持ち（感情）を温かく理解する。
- ウ 体罰や子どもの人格を否定する言動、呼び捨てやあだ名などを使わない。
- エ 道徳や特別活動等の時間を通して、いじめは人間として許されない行為であることを分からせ、人権尊重の精神を子どもたちに浸透させる。
- オ 班やグループ等の小集団活動の指導にあたっては、いじめの風潮を助長することのないように充分配慮する。
- カ 学校の教師間の人間関係の有様が子どもたちに影響する。子どもたちは教師の様子をうかがっている。
- キ 危機管理の視点に立ち、日ごろからいじめ問題解決に向けた教師の行動について指導の仕方を共通理解しておく。
- ク 定期的に情報交換を行い、常にいじめチェックに努める。
- ケ 学校の指導体制を確立し、家庭や地域との連携を強化する。

#### ② 家庭において

- ア 相手の悲しみや苦しみに共感できる心豊かな子どもに育てる。
- イ 子どもよさに気づき、褒める。
- ウ 適度な欲求不満を経験させ、待つこと、我慢すること、耐えることができる子どもに育てる。
- エ 遊びの意義を理解し、友達との遊びの中で協調性や連携感等の社会性を身に付けさせる。
- オ 「はい」「いいえ」をはっきり主張できる子どもに育てる。
- カ 服装、身なりを清潔に華美にならないようにする。
- キ 何でも相談できる温かい雰囲気の家づくりや正義感の醸成に努める。
- ク 子どもの自己肯定観を身に付けさせるために、見本となる保護者の姿・言動に気を付ける。

③ 地域において

ア 大人同士が、思いやりやいたわりの心をもった人間関係をもつ。

イ 子どもを取り巻く、いじめを助長するような環境の浄化に地域ぐるみで取り組む。

ウ 子ども会等の地域活動を活発にし、異年齢集団の中での触れ合いを通し、望ましい人間関係に努める。

エ わが子と同様に、地域の子どもにも注意・叱責のできる地域社会の風潮をつくる。

※ 関係法令等

(1) 教育基本法

① 教育機会均等

第4条 全ての国民は、等しく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育についての第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育の妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。